

川越高校の電話はいつから二二四番か

百周年記念誌『くすの木』の補遺

滝澤 民夫

先般、市内の商店から戦中期の文書が多数見つかった。整理をさせていたでなく、一九四〇年代前後と思われる川越市内の電話番号表の断片が目にとまった。川越中学校を見ると二二四番である。昨年から市内局番が変更となり、川越高校は〇四九一二二二一〇二二四番となった。戦前から現在まで二二四番なのである。表では〇番から八六七番までが確認できる。今日、二〇六番の川越工業学校（川越工業高校）も、八〇〇番の川越商業学校（市立川越高校）も変わっておらず、三〇七番の川越高等女学校（川越女子高校）だけが三五一番に変わっている。では、いつから川越中学校の電話番号は二二四番だったのであろうか。

同窓会関係の資料をひもといて驚いたのだが、学校や校友会・校友会関連の出版物の奥付にはつい最近まで電話番号が入っていない。卒業生（同窓会）名簿に電話番号が入るのが一九六八（昭和四三）年である。その前年度のものには、校内資料室に保管がない。猫も杓子も携帯電話の昨今だが、電話が人々の日常生活に不可欠なものとして認識されるのは半世紀以上の歳月がかかったのである。高度経済成長は情報化社会の到来ももたらしたといえる。

管見の限りでは、川越中学校時代の刊行物で電話番号が入っているのは、「昭和十六年一月一日川中倶楽部規約並名簿」である。前年の「川中倶楽部名簿録」には入っていない。この一九四〇（昭和十五）年は「聖戦下皇紀」千六百年を迎へ得まして誠に御同慶に耐へざる（「名簿録」編輯後記）年で、神がかり的に園をあげて破局に突き進もうとしていた前後であった。

川中倶楽部規約

第一章 総則

第一条 本倶楽部は、川越中学校の卒業生及び在校生を会員とする。

第二条 本倶楽部の目的は、同窓の交誼を深め、進歩の途程を謀り、公益に資する事にある。

第三条 本倶楽部の事務所は、川越中学校内に設けらる。

第四条 本倶楽部の役員は、総会及び臨時総会により選出する。

第五条 本倶楽部の会費は、年費として徴せらる。

第六条 本倶楽部の財産は、専ら本倶楽部の公益に充てらる。

第七条 本倶楽部の規約は、本倶楽部の組織及び運営の根本となる。

第二章 役員

第八条 本倶楽部の役員は、総会及び臨時総会により選出する。

第九条 本倶楽部の役員は、専ら本倶楽部の公益に務めらる。

第三章 会費

第十条 本倶楽部の会費は、年費として徴せらる。

第十一条 本倶楽部の会費は、専ら本倶楽部の公益に充てらる。

第四章 雑則

第十二条 本倶楽部の規約は、本倶楽部の組織及び運営の根本となる。

第十三条 本倶楽部の規約は、本倶楽部の組織及び運営の根本となる。

第十四条 本倶楽部の規約は、本倶楽部の組織及び運営の根本となる。

第十五条 本倶楽部の規約は、本倶楽部の組織及び運営の根本となる。

第十六条 本倶楽部の規約は、本倶楽部の組織及び運営の根本となる。

第十七条 本倶楽部の規約は、本倶楽部の組織及び運営の根本となる。

第十八条 本倶楽部の規約は、本倶楽部の組織及び運営の根本となる。

第十九条 本倶楽部の規約は、本倶楽部の組織及び運営の根本となる。

第二十条 本倶楽部の規約は、本倶楽部の組織及び運営の根本となる。

第二十一条 本倶楽部の規約は、本倶楽部の組織及び運営の根本となる。

第二十二条 本倶楽部の規約は、本倶楽部の組織及び運営の根本となる。

第二十三条 本倶楽部の規約は、本倶楽部の組織及び運営の根本となる。

第二十四条 本倶楽部の規約は、本倶楽部の組織及び運営の根本となる。

第二十五条 本倶楽部の規約は、本倶楽部の組織及び運営の根本となる。

第二十六条 本倶楽部の規約は、本倶楽部の組織及び運営の根本となる。

第二十七条 本倶楽部の規約は、本倶楽部の組織及び運営の根本となる。

第二十八条 本倶楽部の規約は、本倶楽部の組織及び運営の根本となる。

第二十九条 本倶楽部の規約は、本倶楽部の組織及び運営の根本となる。

第三十条 本倶楽部の規約は、本倶楽部の組織及び運営の根本となる。

第三十一条 本倶楽部の規約は、本倶楽部の組織及び運営の根本となる。

第三十二条 本倶楽部の規約は、本倶楽部の組織及び運営の根本となる。

第三十三条 本倶楽部の規約は、本倶楽部の組織及び運営の根本となる。

第三十四条 本倶楽部の規約は、本倶楽部の組織及び運営の根本となる。

第三十五条 本倶楽部の規約は、本倶楽部の組織及び運営の根本となる。

第三十六条 本倶楽部の規約は、本倶楽部の組織及び運営の根本となる。

第三十七条 本倶楽部の規約は、本倶楽部の組織及び運営の根本となる。

第三十八条 本倶楽部の規約は、本倶楽部の組織及び運営の根本となる。

第三十九条 本倶楽部の規約は、本倶楽部の組織及び運営の根本となる。

第四十条 本倶楽部の規約は、本倶楽部の組織及び運営の根本となる。

第四十一条 本倶楽部の規約は、本倶楽部の組織及び運営の根本となる。

第四十二条 本倶楽部の規約は、本倶楽部の組織及び運営の根本となる。

第四十三条 本倶楽部の規約は、本倶楽部の組織及び運営の根本となる。

第四十四条 本倶楽部の規約は、本倶楽部の組織及び運営の根本となる。

第四十五条 本倶楽部の規約は、本倶楽部の組織及び運営の根本となる。

第四十六条 本倶楽部の規約は、本倶楽部の組織及び運営の根本となる。

第四十七条 本倶楽部の規約は、本倶楽部の組織及び運営の根本となる。

第四十八条 本倶楽部の規約は、本倶楽部の組織及び運営の根本となる。

第四十九条 本倶楽部の規約は、本倶楽部の組織及び運営の根本となる。

第五十条 本倶楽部の規約は、本倶楽部の組織及び運営の根本となる。

第五十一条 本倶楽部の規約は、本倶楽部の組織及び運営の根本となる。

第五十二条 本倶楽部の規約は、本倶楽部の組織及び運営の根本となる。

第五十三条 本倶楽部の規約は、本倶楽部の組織及び運営の根本となる。

第五十四条 本倶楽部の規約は、本倶楽部の組織及び運営の根本となる。

第五十五条 本倶楽部の規約は、本倶楽部の組織及び運営の根本となる。

第五十六条 本倶楽部の規約は、本倶楽部の組織及び運営の根本となる。

第五十七条 本倶楽部の規約は、本倶楽部の組織及び運営の根本となる。

第五十八条 本倶楽部の規約は、本倶楽部の組織及び運営の根本となる。

第五十九条 本倶楽部の規約は、本倶楽部の組織及び運営の根本となる。

第六十条 本倶楽部の規約は、本倶楽部の組織及び運営の根本となる。

第六十一条 本倶楽部の規約は、本倶楽部の組織及び運営の根本となる。

第六十二条 本倶楽部の規約は、本倶楽部の組織及び運営の根本となる。

第六十三条 本倶楽部の規約は、本倶楽部の組織及び運営の根本となる。

第六十四条 本倶楽部の規約は、本倶楽部の組織及び運営の根本となる。

第六十五条 本倶楽部の規約は、本倶楽部の組織及び運営の根本となる。

第六十六条 本倶楽部の規約は、本倶楽部の組織及び運営の根本となる。

第六十七条 本倶楽部の規約は、本倶楽部の組織及び運営の根本となる。

第六十八条 本倶楽部の規約は、本倶楽部の組織及び運営の根本となる。

第六十九条 本倶楽部の規約は、本倶楽部の組織及び運営の根本となる。

第七十条 本倶楽部の規約は、本倶楽部の組織及び運営の根本となる。

第七十一条 本倶楽部の規約は、本倶楽部の組織及び運営の根本となる。

第七十二条 本倶楽部の規約は、本倶楽部の組織及び運営の根本となる。

第七十三条 本倶楽部の規約は、本倶楽部の組織及び運営の根本となる。

第七十四条 本倶楽部の規約は、本倶楽部の組織及び運営の根本となる。

第七十五条 本倶楽部の規約は、本倶楽部の組織及び運営の根本となる。

第七十六条 本倶楽部の規約は、本倶楽部の組織及び運営の根本となる。

第七十七条 本倶楽部の規約は、本倶楽部の組織及び運営の根本となる。

第七十八条 本倶楽部の規約は、本倶楽部の組織及び運営の根本となる。

第七十九条 本倶楽部の規約は、本倶楽部の組織及び運営の根本となる。

第八十条 本倶楽部の規約は、本倶楽部の組織及び運営の根本となる。

第八十一条 本倶楽部の規約は、本倶楽部の組織及び運営の根本となる。

第八十二条 本倶楽部の規約は、本倶楽部の組織及び運営の根本となる。

第八十三条 本倶楽部の規約は、本倶楽部の組織及び運営の根本となる。

第八十四条 本倶楽部の規約は、本倶楽部の組織及び運営の根本となる。

第八十五条 本倶楽部の規約は、本倶楽部の組織及び運営の根本となる。

第八十六条 本倶楽部の規約は、本倶楽部の組織及び運営の根本となる。

第八十七条 本倶楽部の規約は、本倶楽部の組織及び運営の根本となる。

第八十八条 本倶楽部の規約は、本倶楽部の組織及び運営の根本となる。

第八十九条 本倶楽部の規約は、本倶楽部の組織及び運営の根本となる。

第九十条 本倶楽部の規約は、本倶楽部の組織及び運営の根本となる。

第九十一条 本倶楽部の規約は、本倶楽部の組織及び運営の根本となる。

第九十二条 本倶楽部の規約は、本倶楽部の組織及び運営の根本となる。

第九十三条 本倶楽部の規約は、本倶楽部の組織及び運営の根本となる。

第九十四条 本倶楽部の規約は、本倶楽部の組織及び運営の根本となる。

第九十五条 本倶楽部の規約は、本倶楽部の組織及び運営の根本となる。

第九十六条 本倶楽部の規約は、本倶楽部の組織及び運営の根本となる。

第九十七条 本倶楽部の規約は、本倶楽部の組織及び運営の根本となる。

第九十八条 本倶楽部の規約は、本倶楽部の組織及び運営の根本となる。

第九十九条 本倶楽部の規約は、本倶楽部の組織及び運営の根本となる。

第一百条 本倶楽部の規約は、本倶楽部の組織及び運営の根本となる。

川中倶楽部は、川越中学校野球部卒業生の親睦と母校野球部の指導後援を目的としていた。この年の川中倶楽部員は四〇人で、年会費二円、寄附金総額は三五・四円で、収入は四一七円五〇銭であった。大会用バット及ボール購入費が九四円五〇銭で、「部員高橋正己氏

（戦死）二対スル香典並出席者二名旅費七円一銭」が支出されており時代を象徴している。「川中倶楽部規約並名簿」には、「本年度卒業生」のなかに、中里光男捕（電話飯能四三）、山崎清投（電話四一五）、野村川次右（電話六四三）の電話番号が記されている。

*

川越商業会議所編「川越電話便覧特設電話開通記念（一九〇八年）」。川越商工会議所七五年誌（一九七八年）。NTT埼玉支店番号情報営業部編「川越地域の電話抄史」。電話交換手の歩み（一九九六年）などによると、同会議所が通信大臣菅根荒助・東京通信管理局長湯川寛吉宛に長距離電話の開設を建議したのが日露戦争前年の一九〇三（明治三六）年八月で、翌年三月川越電話所が開設され、東京・横浜・八王子および県内各所を結ぶ回線が開設された。川越特設電話架設沿革（「川越電話便覧」）によれば、本町人民ノ希望ハ最初ヨリ電話交換開始ヲ以テ単ニ電話所ノ設置ニ満足スルコト能ハズ且ツ官設電話ニ依ラザルモ特設電話架設」ということになり、十月五日には「特設電話架設ノ儀」を通信大臣に建議した。その後、

全国や関東の商業会議所連合会の決議を経て、七〇〇余円の局内設備費を政府に申し入れ、一九〇七年十月に逓信省が特設電話申込を受理した。予納金は、〇円と高額だったが、加入希望者は九七名にのぼり、局内設備費・献納金

は加入者一人当たり一一〇円程であった。

一九〇八（明治四一）年四月に川越郵便局内に特設電話交換事務所が開設された。四月二日付「埼玉新報」は「川越熊谷電話開始ノ入間郡川越町大里郡熊谷町の両町は既報の如く昨日より特設電話を開始せり」と報じている。交換台は二台が川越郵便局の二階に配置され、交換手も女性二名であった。四月一九日付同紙には全面広告で「開通番々」一覽が掲載されている。電話は〇番から一一八番までで、なぜか八・番・九九番は欠番で、計一〇〇番あった。「川越電話便覧」と照合すると、概要は次のとおりであった。

〇番 川越郵便局 電話託送及公衆電話、一番 同 交換局事務用、六〇番 同 交換局電話交換及試験係用、一〇〇番 川越商業会議所、一一番 川越町役場、残りの九五番が一般用で申し込みは抽選だった。

主な持ち主は、二番 森山医院 森山知春、四番 肥料砂糖石油商 小川長 伊藤長三郎、五番 煙草商 萬文 小山文蔵、六番 時計商 坂木屋 関谷治平、七番 製糸工場 石川幾太郎、八番 材木商 丹徳 鈴木徳次郎、二番 松江町角 佐久間旅館 佐久間きよ、一五番 葉舗大つかや 綾部惣兵衛、一六番 株式会社川越商業銀行、七番 有斐館竹澤今福屋旅館、二六番 呉服店 山田屋 渡邊吉右衛門、三〇番 肥